

様式第1号（第7条関係）

日高市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）日高市長

申込者

住所（所在地）

法人名（団体名）

代表者職・氏名

電話番号

FAX番号

e-mail

担当者氏名

日高市ホームページ広告掲載要領第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 広告掲載の期間	年 月 ～ 年 月
2 広告掲載料	円（ 円× 月分）
3 リンク先URL	
4 広告の内容	バナー広告に記載する文字、色、バイト数など広告の概要を記入して下さい。 バナー広告の原稿を添付してください。
5 原稿の提出方法	<input type="checkbox"/> メール添付 <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 申込みに際しては、裏面の掲載条件等を確認してください。

※ 申込みについては、市政情報課広報・統計担当へ申し込みください。

裏面

1 申込みにおける条件

- (1) 掲載する広告は、日高市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に該当しないものとします。
- (2) 広告の掲載位置、規格等は、日高市ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）によるものとします。
- (3) 広告掲載の手續に係る経費、広告物の作成費等広告の掲載にかかる経費は、すべて広告主が負うものとします。
- (4) 広告掲載料は、指定する期限までに全額納付してください。
- (5) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- (6) 要領第11条第1項により返還する広告料に利子は付さないこととします。
- (7) 災害時等に切り替えを行う緊急用の市ホームページは、公開停止には該当しません。
- (8) 上記に掲げるもののほか、要綱及び要領の規定を遵守するものとします。

～日高市広告掲載に関する要綱(抜粋)～

(広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載の対象として適当でないと認めるもの